

○奈良市企業局工事検査規程

昭和 62 年3月 27 日水道局管理規程第4号

改正

平成元年3月 15 日水管規程第2号

平成6年 10 月 12 日水管規程第 14 号

平成9年5月1日水管規程第9号

平成 11 年3月 31 日水管規程第3号

平成 16 年3月 29 日水管規程第6号

平成 19 年3月 30 日水管規程第5号

平成 22 年3月1日水管規程第2号

平成 23 年3月 30 日水管規程第1号

平成 26 年3月 27 日水管規程第2号

平成 27 年3月 25 日企管規程第7号

奈良市企業局工事検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、工事請負契約の適正な履行を確保するため、当該契約に係る検査の実施に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事検査室長 管理部下水道計画管理課工事検査室の長をいう。
- (2) 工事主管課長 工事の施行を主管する課(これに相当するものを含む。)の長をいう。
- (3) 検査員 第4条に規定する検査を行う職員をいう。

(検査員)

第3条 検査員は、公営企業管理者(以下「管理者」という。)が職員のうちから任命する。

(検査の種類)

第4条 この規程において、検査とは次の各号に定めるものをいう。

- (1) しゅん工検査 契約の目的物が完成したときに行う。
- (2) 出来形検査 部分払の請求があつたときに行う。
- (3) 中間検査 既済部分を使用するとき又は工場等において検査をする必要があるときに行う。
- (4) 随時検査 工事の中止若しくは打ち切りにより検査を必要とするとき又は工事の施行工程において工事検査室長及び工事主管課長が特に検査の必要があると認めるときに行う。

(検査実施の区分)

第5条 工事検査室長は、次に掲げる工事の請負契約に係る検査を行うものとする。

- (1) 契約金額が 130 万円を超える工事
- (2) 工事検査室長が特に必要と認める工事

2 前項に規定する契約以外の工事請負契約に係る検査については、工事主管課において行うものとする。

(検査の依頼)

第6条 工事主管課長は、前条第1項に規定する検査を必要とするときは、検査依頼書に契約書、設計書及び仕様書その他関係書類(以下「設計図書等」という。)を添えて、検査予定日の5日前までに工事検査室長に提出しなければならない。

(検査実施の通知)

第7条 工事検査室長は、前条の依頼を受けたときは、速やかに別記「検査実施区分」に従い当該検査を担当する検査員を指名し、検査の実施日等を工事検査執行通知書により工事主管課長に通知するものとする。

(検査実施の基準)

第8条 検査員は、設計図書等及び別に定める奈良市企業局建設工事成績評定要綱に基づき厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査の立会い)

第9条 検査員は、原則として監督員及び受注者等の立会いの上、検査を行わなければならない。

(破壊等による検査)

第10条 検査員は、検査を行うに当たり必要と認めるときは、監督員及び受注者等に対して、検査の目的物の一部の破壊その他必要な措置を要求し、又は説明若しくは書類の提出を求めることができる。

(検査の中止等)

第11条 検査員は、次の各号に掲げる事由により、適正な検査ができない場合は、当該工事の検査を中止し、又は取り止めることができる。

- (1) 受注者等が検査員の指示に従わず、又は検査を妨害したとき。
- (2) 検査に立会うべき者が立会わないとき。
- (3) その他必要と認めるとき。

2 検査員は、前項により検査を中止又は取り止めたときは、直ちに工事検査室長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事の手直し等)

第12条 検査員は、検査の結果、工事の施行が設計図書等に適合しないと認められるものがあるときは、手直し等を要する事項及び完了すべき期限等を手直し工事検

査報告書により工事検査室長に報告するとともに手直し工事等指示書により受注者及び工事主管課長に指示しなければならない。

(再検査)

第 13 条 検査員は、受注者及び工事主管課長から手直し工事等完了届及び手直し工事等完了検査依頼書の送付を受けたときは、速やかに再検査をしなければならない。ただし、手直し等が軽易かつ僅少であるものについては、手直し工事等完了届の確認をもつて検査に代えることができる。

2 前項本文に規定する検査の事務手続及び方法は、第8条から前条まで及び前項の規定を準用する。

(検査調書等の作成)

第 14 条 検査員は、検査の結果、工事の施行が設計図書等に適合したと認めるときは、速やかに検査調書及びしゅん工検査にあつては工事しゅん工検査成績調書を作成し、工事検査室長に提出しなければならない。

(工事検査結果通知書の送付)

第 15 条 工事検査室長は、検査終了後、速やかに工事検査結果通知書及びしゅん工検査にあつてはその成績調書を工事主管課長に送付しなければならない。この場合において、工事検査室長が特に必要があると認めるときは、意見書を添付することができる。

(検査台帳等の整備)

第 16 条 工事検査室長は、常に工事請負契約に係る検査過程を明確にしておくため、検査台帳その他必要な書類を整備しなければならない。

(工事主管課の検査)

第 17 条 工事主管課長は、第5条第2項の規定による検査を行う場合は、当該監督員以外の職員のうちから検査員を指名しなければならない。

第 18 条 第8条から第 14 条までの規定は、工事主管課における検査の実施について準用する。この場合において第 11 条、第 12 条及び第 14 条の規定中「工事検査室長」とあるのは「工事主管課長」と、第 12 条及び第 13 条の規定中「受注者及び工事主管課長」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

(様式)

第 19 条 この規程について必要な様式は、管理者が別に定める。

(その他)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 62 年4月1日から施行する。

(会計帳簿等の様式に関する規程の一部改正)

2 会計帳簿等の様式に関する規程(昭和44年奈良市水道局告示第7号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成元年3月15日水管規程第2号)

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に敬称に殿を用いて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成6年10月12日水管規程第14号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年5月1日水管規程第9号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成9年5月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規程による改正前の奈良市水道局工事検査規程に定められた様式による用紙は、この規程による改正後の奈良市水道局工事検査規程に定める様式にかかわらず、当分の間所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則(平成11年3月31日水管規程第3号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日水管規程第6号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日水管規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前のそれぞれの規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成22年3月1日水管規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の奈良市水道局工事検査規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成23年3月30日水管規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規定の施行の際、現に第4条の規定による改正前の奈良市水道局工事検査規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 26 年3月 27 日水管規程第2号抄)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成 26 年4月1日から施行する。

(奈良市水道局工事検査規程の一部改正に伴う経過措置)

第8条 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の奈良市水道局工事検査規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

- 2 当分の間、下水道事業に係る工事の検査については、この規程による改正後の奈良市企業局工事検査規程の規定にかかわらず、奈良市工事検査規程(昭和 61 年奈良市訓令甲第4号)の規定を適用する。

附 則(平成 27 年3月 25 日企管規程第7号)

この規程は、平成 27 年4月1日から施行する

附 則(平成28年5月27日企管規程第12号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際、既に着工している工事に係る評定については、なお従前の例による。

別記

検査実施区分 (工事検査規程第7条関係)

| 契約金額 | 検査員数 | 相 当 職 |
|----------------------|------|--------------------------|
| 130万円を超える 800万円未満 | 2人以上 | 工事検査室に属する職員及び 係長相当職 |
| 800万円以上 2,000万円未満 | 2人以上 | 工事検査室に属する職員及び 課長補佐相当職 |
| 2,000万円以上 | 2人以上 | 工事検査室に属する職員及び 課長相当職 |